

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日  
に当たるとき  
はその翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

- 農業近代化推進資金の利子補給率の一部改正（経営指導課）
- 農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正（ 〃 ）
- 中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正（ 〃 ）
- 土地改良事業の工事の完了（農村整備課）
- 生産事業者の登録の失効（森林保全課）
- 漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための発起人の届出（水産課）
- 漁業近代化資金の利子補給率の一部改正（ 〃 ）
- 漁業近代化資金の利子補給率等の一部改正（ 〃 ）
- 漁業経営維持安定資金の利子補給率等の一部改正（ 〃 ）
- 一般国道の区域の変更（道路課）
- 県道の区域の変更（ 〃 ）
- 一般国道の供用の開始（ 〃 ）
- 県道の供用の開始（ 〃 ）
- 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除

### ◇ 選 管 告 示

## 告 示

### 鳥取県告示第八十二号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十七号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成十一年二月十二日前に、鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表中「〇・九パーセント」を「一・三パーセント」に改め、二の表中「〇・九パーセント」を「一・三パーセント」に改め、二を三とし、一の次に次のように加える。

二 規則第二条第二項の規定により上乗せする率

利子補給を上乗せする場合	上 乗 せ す る 率	
	県が上乗せする率	市町村が上乗せする率
(一) 第一号に掲げる場合	年〇・〇二五パーセント	年〇・〇二五パーセント
(二) 第二号に掲げる場合	年〇・〇三パーセント	年〇・〇二パーセント
(三) 第三号に掲げる場合	年〇・〇五パーセント	年〇・〇五パーセント
(四) 第四号に掲げる場合	年〇・〇二五パーセント	年〇・〇二五パーセント
(五) 第五号に掲げる場合	年〇・〇二五パーセント	年〇・〇二五パーセント
(六) 第七号に掲げる場合	年〇・〇二五パーセント	年〇・〇二五パーセント
(七) 第八号に掲げる場合	年〇・〇二五パーセント	年〇・〇二五パーセント

三の次に次のように加える。

四 規則附則第四項の規定により上乗せする率

利子補給を上乗せする場合	上 乗 せ す る 率
	県が上乗せする率 年〇・〇二五パーセント
第一号に掲げる場合	市町村が上乗せする率 年〇・〇二五パーセント

鳥取県告示第八十三号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十八号（農業近代化推進資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十一年二月十二日前に、鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「一・三パーセント」を「二・二パーセント」に、「〇・四五パーセント」を「〇・六五パーセント」に改める。

鳥取県告示第八十四号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十九号（中山間地域活性化資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十一年二月十二日前に、鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年十二月鳥取県規則第五十八号）第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の一の項中「一・五五パーセント」を「二・四五パーセント」に、「〇・六五パーセント」を「一・〇五パーセント」に、「二・〇五パーセント」を「二・九五パーセント」に、「〇・一五パーセント」を「〇・五五パーセント」に、「二・一五パーセント」を「三・〇五パーセント」に、「〇・〇五パーセント」を「〇・五パーセント」に改め、同表の二の項中「一・三パーセント」を「二・二パーセント」に、「〇・九パーセント」を「二・三パーセント」に、「一・八パーセント」を「二・七パーセント」に、「〇・四パーセント」を「〇・八パーセント」に、「二・九パーセント」を「二・七五パーセント」に、「〇・三パーセント」を「〇・七五パーセント」に改め、同表の三の項中「一・三パーセント」を「二・二パーセント」に、「〇・九パーセント」を「一・三パーセント」に改める。

鳥取県告示第八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
日南町	土地改良総合整備事業（一般）井原奥地区区画整理	平成十年三月二十日

鳥取県告示第八十六号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
187	岡田 繁	気高郡鹿野町大字 鷲峰七〇一	穂の採取並びに 幼苗及び幼苗以外 外の苗木の育成	岡田種苗園	気高郡鹿野町 大字 鷲峰七〇一

鳥取県告示第八十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出事項	指定漁船調査の縦覧
発起人の住所及び氏名	場 所
加入区の名称	期 間
漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称	
西伯郡中山町下甲三三六 小田井 栄次郎 西伯郡中山町中六一六一二 森長 達己	中山漁業協同組合
中山加入区	中山漁業協同組合
西伯郡中山町塩 津三九五―四 中山漁業協同組合	中山漁業協同組合
平成十一年二月十二日から	

西伯郡名和町大字御来屋 松田 新太郎 西伯郡名和町大字御来屋 金田 勝美	御来屋加入区	御来屋漁業協同組合	西伯郡名和町大字御来屋一〇 一地先 御来屋漁業協同組合	同月二十 六日まで
---	--------	-----------	-----------------------------------	--------------

鳥取県告示第八十八号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成十一年二月十二日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の一の項及び二の項中「〇・九パーセント」を「一・三パーセント」に、「〇・七パーセント」を「一・一パーセント」に改め、同表の三の項中「〇・七五パーセント」を「一・一五パーセント」に、「〇・五五パーセント」を「〇・九五パーセント」に改め、同表の四の項から七の項までの規定中「〇・九パーセント」を「一・三パーセント」に、「〇・七パーセント」を「一・一パーセント」に改め、同表の八の項中「〇・九パーセント」を「一・三パーセント」に改め、同表の九の項中「〇・九パーセント」を「一・三パーセント」に、「〇・七パーセント」を「一・一パーセント」に改める。

鳥取県告示第八十九号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十一号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十一年二月十二日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「一・三パーセント」を「二・二パーセント」に、「〇・九パーセント」を「一・三パーセント」に改める。

**鳥取県告示第九十号**

平成八年四月鳥取県告示第二百五十二号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十一年二月十二日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表及び二の表中「一・八パーセント」を「二・七パーセント」に、「〇・四パーセント」を「〇・八パーセント」に改める。

**鳥取県告示第九十一号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成十一年二月十二日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
一八〇号	米子市古市字坂ノ前一四〇地先から 同市古市字五反田二三五一六地先まで	変更前 七・四 一八・二	一〇・九 一八・九	四五・六 四五・六
		変更後		

**鳥取県告示第九十二号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成十一年二月十二日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
阿毘縁菅 沢線	変更前	日野郡日南町印賀字後河原上ミ堀一 四八四―一地先から同町印賀字山崎 二二三―一―二地先まで	五・九 一八・五	九四五〇
	変更後	日野郡日南町印賀字後河原上ミ堀一 四八四―一地先から同町印賀字山崎 二二三―一―二地先まで	八・五 三七・〇	八〇一・〇
	変更後	日野郡日南町印賀字宮ノ前井手上エ 一四三二地先から同町印賀字山崎一 二二三地先まで	五・九 一八・五	八六四〇

東伯関金線	
変更前	東伯郡関金町大字大鳥居字八王子前 四六一九地先から同町大字関金宿字 町尻二六四七一―地先まで
変更後	東伯郡関金町大字大鳥居字八王子前 四六一九地先から同町大字関金宿 町尻二六四七一―地先まで 東伯郡関金町大字大鳥居字八王子前 四六一〇地先から同町大字関金宿 字山王河原八六六一―八地先まで
	六・〇〇 二七・〇〇 六二九・〇〇
	一五・〇〇 六〇・〇〇 一、一一四・〇〇
	六二九・〇〇

鳥取県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成十一年二月十二日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
一八〇号	米子市古市坂ノ前一四〇地先から同字一五六― 一地先まで	平成十一年二月十二日

鳥取県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成十一年二月十二日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
阿毘縁菅 沢線	日野郡日南町印賀字後河原上ミ堀一四八四―一 地先から同町印賀字山崎二三三―一―一―一 地先まで	平成十一年二月十二日

鳥取県告示第九十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十一年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号  
平成十年二月十日 鳥取県指令都計三一―第十四号
- 二 工区（第二工区）に含まれる地域の名称  
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都千代田区神田錦町一丁目一

ジャスコ株式会社  
代表取締役 岡田 元也

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

関金町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成十一年二月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

指定を解除した施設の名称	所 在 地
関金町山村開発センター	東伯郡関金町大字大鳥居一九一―一

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千二百円（送料を含む。）】